

平成29年 第1回

木古内町議会臨時会会議録

平成29年 4月28日 開会

平成29年 4月28日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 又 地 信 也

目 次

提出された案件及び議決結果	1
第1日目（平成29年4月28日）	
議事日程	2
開会・開議の宣告	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	3
日程第 3 議案第1号 平成29年度木古内町一般会計補正予算（第1号）	3
日程第 4 議案第2号 平成29年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）	5
日程第 5 議案第3号 事務分掌の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定に ついて	9
日程第 6 議案第4号 木古内町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について	13
日程第 7 議案第5号 木古内町税条例の一部を改正する条例制定について	15
日程第 8 議案第6号 木古内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の 一部を改正する条例制定について	17
日程第 9 議案第7号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	18
閉会の宣告	20
会議録署名議員の署名	21

平成29年第1回臨時会 提出案件及び議決結果表

議件番号	議 件 名	議決月日	議決結果
議案第1号	平成29年度木古内町一般会計補正予算（第1号）	29.4.28	原案可決
議案第2号	平成29年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）	29.4.28	原案可決
議案第3号	事務分掌の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について	29.4.28	原案可決
議案第4号	木古内町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について	29.4.28	原案可決
議案第5号	木古内町税条例の一部を改正する条例制定について	29.4.28	原案可決
議案第6号	木古内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について	29.4.28	原案可決
議案第7号	木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	29.4.28	原案可決

平成29年4月28日（金）第1号

- 開会日時 平成29年 4月28日（金曜日）午前10時00分
○ 閉会日時 平成29年 4月28日（金曜日）午前11時15分
-

・出席議員（10名）

1番	佐藤	悟	6番	手塚	昌宏	
2番	新井田	昭男	7番	福島	克彦	
3番	平野	武志	8番	鈴木	慎也	
4番	竹田	努	副議長	9番	吉田	裕幸
5番	相澤	巧	議長	10番	又地	信也

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森	伊佐緒
副町長	大野	泰
病院事業管理者	小澤	正則
総務課長	若山	忍
町民課長	吉田	宏
税務課長	高橋	和夫
会計管理者	高橋	和夫
保健福祉課長	羽沢	裕一
保健福祉課包括ケア推進室長	武藤	一郎
まちづくり新幹線課長	福田	伸一
建設水道課長	構口	学
病院事業事務局長	平野	弘輝
代表監査委員	森井	俊郎

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	吉田	廣之
議事担当主査	西嶋	浩二

平成29年 第1回 木古内町議会臨時会 議事日程

第1号 平成29年4月28日（金）

午前10時00分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案 第1号	平成29年度木古内町一般会計補正予算（第1号）
4	議案 第2号	平成29年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
5	議案 第3号	事務分掌の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について
6	議案 第4号	木古内町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
7	議案 第5号	木古内町税条例の一部を改正する条例制定について
8	議案 第6号	木古内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について
9	議案 第7号	木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

(午前10時00分 開会)

開 会 ・ 開 議 の 宣 告

- 議長(又地信也君) ただいまから、平成29年第1回木古内町議会臨時会を開会いたします。
ただいまの出席議員は10名でございます。
よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。
ただちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

- 議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。
7番 福嶋克彦君、8番 鈴木慎也君。以上、2名を指名いたします。

会 期 の 決 定

- 議長(又地信也君) 日程第2 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今、臨時会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ声あり)
○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。
よって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

議案第1号 平成29年度木古内町一般会計補正予算(第1号)

- 議長(又地信也君) 日程第3 議案第1号 平成29年度木古内町一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。
○副町長(大野 泰君) 皆様、おはようございます。
本日は、朝早くにご参集をいただき、ありがとうございます。
ただいま上程となりました、議案第1号 平成29年度木古内町一般会計補正予算(第1号)

につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ21万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億8,429万6,000円とするものです。

はじめに、歳出からご説明いたします。

7ページをお開き願います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、5目 保健福祉総務費、13節 委託料、障害福祉システム改修業務委託料 21万6,000円の追加は、障害福祉サービス等報酬改定に伴うシステムの改修費用で、全額、国の補助金を財源として補正するものです。

次に、歳入をご説明いたします。

6ページをお開き願います。

13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金 21万6,000円は、福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業補助金として歳出で説明しました、システム改修費用の財源として補正をするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) いま副町長のほうから説明があったこの歳出の部分で、障害者に関わる報酬改定に伴うシステムの改修、これは全額国費で補てんするよということ。それと6ページの歳入、これがそれにあたるということなのか。ただ、説明項目を見ますと障害福祉システムの改修の例えば国の補てんの部分という部分に読み取れないものですから、別な事業での扱いでこういうふうな障害者の部分に充てるとということなのか、歳出で説明をした部分と歳入の説明項目が若干違うから、金額は同額であるけれども事業とすれば別事業かなというふうに思ったものですから、その辺の確認をしたいのでその説明をお願いします。

○議長(又地信也君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(羽沢裕一君) 歳入の説明の中にある福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業、これは国の補助金の名称でございます。

この交付要綱の中で、障害の福祉システムに関する改修事業、これも対象にするということで、要綱の中で明記されておまして、それで歳入のほうではこのような事業。そして、歳出のほうではシステムに関することということで、計上をさせていただいたものでございます。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 国の例えば補助の名称が処遇改善となっている。ただ、やはり我々一般的にも例えば障害者のシステムの改修と処遇改善加算の確かに国の補助の名称がそうになっているかもわからないけれども、正式な補助名を載せるのであればこういうことでもいいのだけれども、説明欄に記載する時点では、我々が混乱するような記載ではなく、障害福祉システムの交付金ですよというふうな内容のほうがわかり良いのではないかなというふうに思ったものですから、それ以上の答弁は求めませんが。今後、やはり処遇改善となれば、この部分が老健なり特養だとか施設のほうへの処遇改善の部分かなというふうにもちよっと思ったものですから、今後、この辺の説明の項目については、もう少し工夫をしていただき

たいということを申し添えて終わります。

○議長(又地信也君) いまいろいろ説明が副町長からもありましたし、保健福祉課長からもあったのだけれども、この事業に関しては、事業のメニューの中に入っているということだと思うのですよね。その辺の説明がちょっと不足だと思われます。今後、気を付けてください。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 平成29年度木古内町一般会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第2号 平成29年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)

○議長(又地信也君) 日程第4 議案第2号 平成29年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま上程となりました、議案第2号 平成29年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

このたびの補正の主な内容は、患者送迎用車両の購入費用となっております、収益的収入及び支出 第2条は、本年度予算第3条に定めた予定額におきまして、支出では第1款 病院事業費用、第1項 医業費用 8万3,000円を追加し、総額を15億9,385万5,000円とするものです。

資本的収入及び支出 第3条は、本年度予算第4条本文括弧書き中の資本的支出額に対し、不足する額「1億8,788万5,000円」を「1億9,075万6,000円」に改め、資本的収入の総額を1億5,912万3,000円とし、資本的支出の総額を3億4,987万9,000円とするものです。

なお、詳細につきましては、病院事業事務局長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長(又地信也君) 病院事業事務局長。

○病院事業事務局長(平野弘輝君) それでは、議案第2号についてご説明申し上げます。

先に、資本的収支よりご説明いたします。

議案8ページをお開き願います。

1款 資本的支出、1項 建設改良費、1目 有形固定資産購入費、節の車両購入費 350万円の追加は、人工透析患者さん用の送迎車両を購入するためのものです。

現在、透析患者さんの送迎は、車両2台を使用し最大12名まで対応可能のところを11名で運行しております。

しかし、このほど町立松前病院で医師が確保できたことにより、人工透析患者の受け入れを再開したことに伴い、当院で入院治療されている2名の患者さんが、住所地であります松前病院へ転院され外来で透析治療を受けられることになりました。

これにより、当院では新たに2名の患者さんを受け入れますが、現在の送迎体制では12名が乗車定員であるため、送迎に支障をきたすこととなります。

このため、新規の透析患者さんの受入体制を整えることを目的に、14人乗りの車両を購入するものです。

なお、当院における透析ベッドは13床のため、このほど導入予定の車両であれば、今後も1台で送迎できることから、運転手の確保などを含め効率的な送迎が図られるものであります。

続いて、車両購入に対する収入について、ご説明いたします。

議案7ページをお開き願います。

1款 資本的収入、3項 国庫補助金、1目 国庫補助金、節の国庫補助金 41万9,000円、並びに1款 資本的収入、4項 道費補助金、1目 道費補助金、節の道費補助金 21万円の追加は、先ほどご説明した車両購入に対する、国民健康保険調整交付金として交付される補助金であります。

なお現在、企業債の適用について関係機関と協議中であります。適用となった際には、改めて財源振替の補正予算を上程させていただきます。

続いて、収益的収支についてご説明いたします。

議案6ページをお開き願います。

1款 病院事業費用、1項 医業費用、3目 経費、節の車両費 8万4,000円の追加は、購入する車両の損害賠償保険料、並びに自賠償保険料です。

なお、収益的収支の補正は支出の部のみとなります。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 今回の車両については、透析患者の送迎用に向けているということなのですが、いままで試行してきた福島までの送迎等の関係でもこの車両の活用ができるのかどうかという部分について、確認をしたいと思います。

○議長(又地信也君) 病院事業事務局長。

○病院事業事務局長(平野弘輝君) 現在、福島町までの送迎につきましては、車両が足りて

いなく介護老健施設の車を活用した中で運行しております。

今回、購入する透析車両についての当面の稼働は、月・水・金となりますので、火・木につきましては、終日現状のところでは空いておりますので、この日を活用するなどして対応していきたいなというふうに考えております。

ただし、あくまでも今後火・木・土については、透析も実施する方向でありますので、基本的には火・木がはじまる前は活用することは可能でありますけれども、火・木・土の透析がはじまりましたら、人工透析用の専用の車両とする予定でございます。

○議長(又地信也君) ほかに質疑はございませんか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 今回の車両の部分については、了解というか理解を。きょうは、小澤管理者もお見えですので、患者の送迎の関係の考え方なのですが、地域医療連携という部分。

前の一般質問等の中でも地域外での医療連携をすべきだという考えを訴えてきたのですが、実は患者送迎、光銭医院さんでも29人くらいの乗車のバスで患者送迎をしている。そして、光銭医院のバスの時刻表を見ますと全部の工程の中に、国保病院前でも停車するというふうになっているのですが、この部分は地域医療の中で個人の医療機関と国保病院との連携をしているのか。相手が勝手に、勝手にという言い方はおかしいのですけれども、自主的にやっているということなのか、その辺の連携の関係があるのかどうなのかという部分について。

○議長(又地信也君) 病院事業管理者。

○病院事業管理者(小澤正則君) 地域連携につきましては、今後のいろんな重大な課題がございます。

いま行っているバスの送迎につきましては、光銭先生のほうからは、「いつでも自由に使って結構です」という許可をいただいておりますけれども、正式なものではございません。

それから、病院の送迎に使っているバスは、個々の患者さんのできるだけ小口まで送迎をしたいという細かな心遣いがありますので、光銭先生の車両では叶わないところ、我々の病院の送迎にしたいというふうに考えております。

したがって、患者さんの都合でどちらを利用しても光銭先生の許可もいただいておりますからいいわけで、そのために病院の前の停車ということもスケジュールの中に入っているだろうと理解しております。

○議長(又地信也君) ほかに質疑はございませんか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) いま小澤管理者のほうから病院としての考え方等も示されましたけれども、今後、地域連携の中でできれば公、国保病院、そして個人の医療機関と。同じ方向に例えばもし時間帯も競合するようであれば、いささか今後の課題としてやはりもう少し時間が重ならないような工夫が必要でないかなというふうに思っていますので、今後の一つの検討課題としてよろしくお願いをしたいなと思っています。

○議長(又地信也君) ほかに質疑はございませんか。

8番 鈴木慎也君。

○8番(鈴木慎也君) 1点だけ、確認をさせてください。

車両は、人工透析の患者さんのための車両ということですがけれども、その車両自体に特別

な何かの装備等、気配り等が利いた何かステップも含めて改良した部分はあるのでしょうかという部分と、その中で透析後。先ほど管理者のほうからもご自宅の家までということがありましたが、透析患者さんは透析後、体がとても大変だということは私も認識をしているわけで、運転手さん1名で送迎をされているということですが、安全にご自宅に入るまでのフォロー等、サービスも含めて現状どのように対応されているのかお教えいただければと思います。

○議長(又地信也君) 病院事業事務局長。

○病院事業事務局長(平野弘輝君) まず1点目の付属品について、ご説明いたします。

付属品については、2点ほど付けている形で見積もりをいただいております。

1点目は、パワースライドドアです。これは、乗降時にドアが自動で開閉するものでありまして、安全装置が付いておりまして、手とかを挟まないような装置になっているということで、オプションで付けております。

2点目は、電動ステップも取り付けしております。これは、やはり健常者ではありませんので、昇降時に段差がありますと事故の可能性もありますので、なるべくステップを付ける形で、段差を低くして乗降していただきたいということで、この2点をオプションという形で付ける予定でございます。

あと、運転手の安全配慮につきましては、基本的には1名で運転しておりますが、交代制の勤務になっておりますので、労働の過重ということを考えれば、それは解消されているのかなというふうに思います。

あと、乗降時については基本的には、個人で乗降していただくこととなりますが、どうしても介助が必要なかたにつきましては、基本的に御家族に玄関から車まで介助していただき、それで足りないようであれば運転手があわせて介助するという形の中でやってきております。新しい病院になってこの7年間、人工透析の送迎をしておりますが、幸い事故等もありませんので、今後も引き続き鈴木議員からご指摘された件につきましては、運転手も含めて慎重に対応させていただければと思います。以上で、答弁を終了させていただきます。

○議長(又地信也君) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 平成29年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第3号 事務分掌の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第5 議案第3号 事務分掌の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第3号 事務分掌の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

このたび都市計画に関する事務について、所管する課をまちづくり新幹線課から建設水道課に移管するにあたり、関係する条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(若山 忍君) 議案第3号につきまして、ご説明いたします。

都市計画に関する事務をまちづくり新幹線課から建設水道課に移管するにあたりまして、木古内町課設置条例及び木古内町都市計画審議会条例の一部を改正するものです。

議案説明資料、資料番号1の1ページ、新旧対照表をご参照願います。

最初に、木古内町課設置条例の一部を改正する条例は、木古内町課設置条例第2条に定められています課の分掌事務のうち、5号まちづくり新幹線課所管の「都市計画に関すること。」を7号建設水道課に移管するものです。

二つ目の木古内町都市計画審議会条例の一部を改正する条例は、木古内町都市計画審議会条例第7条に定められています庶務について、まちづくり新幹線課から建設水道課に移管するとしております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 都市計の業務をまちづくり新幹線課から建設水道課に移行する、その部分の説明はいただきました。

ただなぜ、かつてはいまのまちづくり新幹線課企画から建設にこの都市計の業務が移行して、建設課から今度まちづくり新幹線課に移行してきたというこの都市計業務の往来があったのですよね、過去に。町長は十分知っていると思うのですけれども。そして、都市計画、まちづくりの中では大変重要なポストであるわけでありまして。これは、私は大森町長の肝いりの部分なのかなというふうに当初思っていたのですけれども、今回急になぜ都市計の業務をまちづくり新幹線課から建設課に移行しなければならないのか。その背景をもう少し町長、どうなのですか。いまこれから予定されている冷水線からの中央通、この部分の補償業務を建設水道課に北海道をお願いをして前回、上町地区でやったように補償業務の委託をこれから受けるから都市計絡みとの関連の中で、建設水道課に移行するのだということなのか。ただ、

やはり都市計の業務だって例えばいまの事務の細則の中では、项目的に8項目あるのですよね。まちづくりグループ含めて現在、21項目の事務の所管があります。そして今回、都市計画の業務が建設課に移行するとなれば21から8が減るわけですから、13の業務しかない。

それと、私が心配なのは都市計の業務をするにあたって、福田課長もおりますから重々知っていると思うのですけれども、やはりまちづくりの中では大変な仕事なのですよね。そういうことからあれすれば、そうしたら事務分掌は移行します、そうしたらスタッフはどうなのですかと。この業務を都市計を行う現在の建設水道課のスタッフの中で人は増えない、業務量だけは増えるという形なのかどうなのか。その辺の意図がさっぱりわからない。町の考えで所管を見直す、これも一つの機構の中では必要だろうというふうに思っています。ただ、やはり仕事だけを移して人も付けない、どうなのですか町長。やはりその辺は町長から率直なこの見直しをするにあたっての考えを示してもらわないと我々は理解できない。よろしくをお願いします。

○議長(又地信也君) 副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま竹田議員から都市計画についてのこれまでの所管課の動きについて、説明があったとおりの動きをしてみました。

これは、新幹線の事業を推進していくにあたって駅前、駅裏の整備、ここは都市計画区域内ですから、都市計画区域内の整備にあたって変更業務が出てきた場合に、速やかに対応できる状況を作り出そうということで、まちづくり新幹線課のほうに所管替えをしたわけでございます。

現在、冷水線というふうに話をしましたが、そこが終了するとほぼ新幹線関連の事業については終わる状況になっています。

今後、行われる事業というのは、都市計画区域内の道路整備が主になってくるというふうに見込んでおまして、それを持って建設水道課道路業務を担当する課に移したほうがこれもまた速やかに都市計画変更の手続きに着手できるということで、事務をどう進めていくか速やかに進めていくという意味合いの中で、今回変更を提案させてもらっております。以上です。

○議長(又地信也君) 副町長、いまの質問の中にあつた人員の配置等々は。

副町長。

○副町長(大野 泰君) 人員については、異動はございません。現在の建設水道課のスタッフでやっていただくということで。これは、4月の異動の際に担当のほうに話をし理解してもらいながら、このあと29年度事業・30年度事業で都市計画変更の手続きもありますので、その事務についても建設水道課のほうで執行していくようにという指示を行っております。

ということで、事務所管替えによる人員のプラスマイナスはございません。

○議長(又地信也君) ほかに。

4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) いま副町長は、仕方がないというそういう答弁ですけれども、はたして本当にそうなのだろうかというのが心配するところなのです。都市計画の業務の中で確かに駅周辺整備、これについてはもう終わったかもしれない。けれども、そのあとの都市計画の変更、区画整理、うちは取り組んでいないけれども住居表示、こういう業務もあるわけです。そうしたら、やるかやらないかでその仕事のボリュームというか業務量が変わってく

るのですけれども、これを所管替えをするのは建設水道で私はいいと思います。それがベターだとするわけですから、それでいいと思うのです。やはりこの業務に見合うスタッフの配置というか人員配置をきちんとして、現有の建設水道の素晴らしいスタッフの中では、完全にできるのだというそういう町長の自負なのでしょうけれども、やはりこれだけの8項目の事務分掌を人材も貼り付けなかったらどうなのでしょう。私は、その辺が本当にこれから心配なのです。ですから、思い切ってきょうはそれ以上の議論はしませんけれども、やはり真剣にいまのこれから冷水線からバイパスまでの中央通の改良についての補償業務等については、道をお願いをして木古内に任せてもらえないかというくらいのすべきだと思うのですよ。ですから、そういう部分も含めて本当に人材、この業務だけ移ってもいまの現有のスタッフで十分だということであれば、成り行きを見守るしかないのかなというふうに思っていますけれども。やはりもう少し区分をする中で、事務分担・事務分掌を移行すべきだろうというふうに思っています。これ以上の部分はたぶん出てこないだろうと思いますので、これで終わりますけれども、本当にこういうふうな一方的な配置はもう少し精査すべきだろうというのが自分の考えです。以上で終わります。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 竹田議員のお尋ねにお答えしますが、いま大変私どもからすれば失礼な質問だと。建設水道課のスタッフ、大変優秀でございます。この事務分掌が移ってもしっかりやっていくことができる態勢になっております。職員とも十分協議をしました。その中で、このような皆様方に課の異動をお願いをしたところでございます。住居表示という言葉が出ていましたが、それはまた別としまして、また職員がどうのこうのということで自負することでもございません。しっかりとした態勢を整えておりますので、その中で皆様方に御迷惑のかけないように、道路整備が十分皆様方に満足いけるようにしっかりと努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長(又地信也君) 4番 竹田 努君。

○4番(竹田 努君) 町長、私の質問が失礼な質問だと言ったことに対してひとこと。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時39分
再開 午前10時43分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 先ほどの竹田議員の質問に関連する部分ですが、どうも冷水線の事務部分でピックアップされていますけれども、今年度平成29年度は都市計の中で木古内町マスタープラン見直しという大きな事業もあるわけです。

その中で、竹田議員の心配に私も同感なのですが、まずは常任委員会の中でも報告してあるとおり、平成29年からは建設水道課においては公共施設等総合管理計画を作成しなければならないという業務が追加されます。その中で、個別施設計画というのをスピードをあげて大幅な短縮をした中で進めてくださいという常任委員会からの指摘をさせていただきました。

あわせて予算委員会審査所見の中でこれまでの業務、建設水道課も含めて行政に感じるものが業務委託料のいわゆるコンサルの大きな予算の計上が目立っているという指摘もさせていただきました。その中で、コンサルに頼らずにできるだけ行政内での仕事として取り組んでいただきたいということも予算委員会の所見で申し述べています。

そういう観点からいきますと、これまで以上に公共施設等管理計画を作るにあたっての業務が増えるという予想ができます。ですので、なおのことさらに建設水道課の木古内町マスタープラン見直しという新しい業務がある中で、業務として非常に過大になるのじゃないかという心配が含まれています。そういう中で、竹田議員と同じく心配をしている側なのですが私も。それで、常任委員会の中で個別計画を3年という当初の計画から期間を短縮してくださいという意見を申し添えました。あわせて、予算委員会の中では業務委託料の削減に努めてくださいという所見も出しました。この2点について、文章化した中でもこの意見が取り入れられて進められるのかをまずは伺いたいと思います。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) ご心配ありがとうございます。業務につきましては、速やかに進めてまいります。

また、先ほどコンサル業務が多くなっているというお話をいただいておりますが、現在、コンサルをお願いをするというのは技術職員の少なさもありますし、また高度な設計につきましてはコンサルをお願いをするということは、これは必然的なことでございます。技術職を1名採用することによって、それが永遠に退職まで費用がかかります。現在は、建設課の職員が少ないながらも努力しながら一部はコンサルに発注しながらこういった業務に努めて、できる限り予算を少なく、そしてまた良いものを作るとこういう努力をしているところでございます。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) ですので今後、これまで以上に予算を削減して、コンサルには当然ながらコンサルがだめという話ではないのですけれども、その予算を少なくするために担当課の業務が増えることになると思うのです。その要望をしてこれから進めていってくださいという中、さらに新しいこのマスタープランの見直しが業務が入るとことは、益々コンサルに頼るといことが多くなるのじゃないですかという思いにつながっているのです。その辺の部分をもう少しコンサルに対する予算委員会で審査所見として述べていますから、その部分の応えをもう少し力強く申し添えてほしいのですけれども。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 力強くお話をするようなことではないではありますが、これはあくまでも事務を担当する人間が中心になってやるのが都市計画です。道路関係につきましては、技術職が担当しております。その辺をしっかりと連携を取って、限られた人数で行ってまいりますので、ご心配をいただきましたことにつきまして、これ以上ご心配かけないようにしっかりと事務を進めてまいります。

○議長(又地信也君) 3番 平野武志君。

○3番(平野武志君) 予算委員会で所見でここに文章に書いてあるとおり、そのことをいまの答弁の中でも触れることがなかったのですが、今後の進みの中で当然ながら常任委員会の報告、予算委員会の所見というのは記載されていますので、このとおり当然ながら進んでい

ってほしいという全議員の総意でございますので、これに沿うようにまさに建設水道課においては、大変業務が多忙になるかと思えますけれども、頑張ってくださいとしか言いようがありません。

それとあわせて、まちづくり新幹線課が都市計画が建設水道課に移行したということで、これまでも私は今回の3月定例会でも話が出ましたが、人口減少対策がちょっとボリューム不足じゃないかという話もさせていただきました。その中で、まちづくり新幹線課においては、この都市計という部分の仕事が空いたことになるわけですが、その分の空きを人口減少対策に力添えをするのかどうなのか、その部分の見解と言いますか思いを聞かせていただきたいと思えます。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) お尋ねのとおり人口減少対策は、いま喫緊の過大でございます。それも含めて、本来のまちづくり新幹線課が持っている業務の中の人口減少を抑えていくということにも力を入れることができるかと思えます。

○議長(又地信也君) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 事務分掌の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第4号 木古内町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第6 議案第4号 木古内町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第4号 木古内町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」の改正規定が平成29年5月30日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものでございま

す。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(若山 忍君) 議案第4号につきまして、ご説明いたします。

本条例の改正にあたりましては、上位法である「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」の改正規定がことしの平成29年5月30日から施行されることに伴い、本条例においても、準用規定を設け、用語の定義を拡げるとともに、参照条項のずれを改めるものです。

議案説明資料、資料番号1の2ページから3ページの新旧対照表をご参照お願いいたします。

第2条に、各種用語の定義（意義）を定めておりますが、そのうち第4号には「情報提供等記録」の説明が掲げられております。

この条文は上位法の定めを準用する規定ですが、このたびの法改正により、上位法に新たな項目（個人情報ファイル等の詳細など）が設けられたことで、準用する範囲を先ほど設けた番号法第26条にも適用させるものです。

第32条第2号では、本年7月から本格運用開始となります自治体間の情報連携において、情報提供者あるいは情報照会者となりうる範囲に、実際の業務担当者、番号法上で言いますと条例事務関係情報の照会・提供者と言いますが、これらを含む旨を定義するものです。

第33条第2項は、対照表の3ページ第1号で参照条項のずれを解消するため、「第28条」を「第29条」に改めるものとしております。

附則といたしまして、この条例は、平成29年5月30日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号 木古内町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第5号 木古内町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第7 議案第5号 木古内町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第5号 木古内町税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」及び関連する政令・省令等の改正に伴い、個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しなど、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、税務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明をお願いします。

税務課長。

○税務課長(高橋和夫君) それでは、議案第5号の詳細について、ご説明いたします。

お手元に配付されております、議案説明資料の新旧対照表によりご説明させていただきますが、条例並びに附則条項の番号の変更・用語及び表現の整理等については、極力省略させていただきます、主な改正条項等について説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、新旧対照表の4ページをお開きください。

第33条は、個人町民税の所得割の課税標準について定めており、特定配当及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、確定申告書が提出されていても、そのあとに個人住民税の申告書が提出された場合には、その申告書に記載された事項を基に課税できることを明確にしたものです。

続きまして、5ページの下段のほうになります。

第34条の9は、配当割または株式等譲渡所得割の課税について定めておりますが、先ほどの第33条の改正に伴う規定の整備によるものでございます。

続きまして、次のページの6ページ上段と8ページの下段のほうになります。

第48条と第50条になります。法人町民税の申告納付等について定めており、引用する条文の変更等や文言の整理により改めるものでございます。

続きまして、10ページの中段のほうになります。

第61条、固定資産税の課税標準について定めており、震災等により滅失した償却資産に代わる償却資産であると認められる場合の特例について、規定を整備したものでございます。

続きまして、その下段のほうになりますが、第61条の2になります。

児童福祉法の規定により市町村の認可を受けた家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の用に供する固定資産税について、わがまち特例を導入するものです。

続きまして、その下のほうになりますが、第63条の2は、高さが60mを超える居住用超高層建築物の固定資産税について、区分所有者全員による申出があった場合、申し出た割合により按分することも可能とするものでございます。

続きまして、11ページの中段になります。

第63条の3は、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、所有者の申出による従前の共用土地に係る税額の按分方法と同様の扱いを受けるため規定の整備により、本則2年分を震災等発生後4年分に拡充するものでございます。

続きまして、13ページの中段になります。

第74条の2は、被災住宅用地の申告について定めており、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年分に限り住宅用地とみなす特例の適用により改正をするものです。

続きまして、14ページの上段になります。

附則第5条は、個人の町民税の非課税の範囲等を定めており、控除対象配偶者の定義の変更に伴い改正をするものです。なお、配偶者控除、配偶者特別控除については、平成31年度の住民税から見直しをされ、対象の所得が引き上げられることとなります。

続きまして、下のほうになります。

附則第8条になります。肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について、適用期限を3年間延長するものです。

続きまして15ページ、次のページになります。中段になります。

附則第10条の2は、法改正によりわがまち特例を廃止または新設をするもので、協定倉庫及びノンフロン製品の特例を廃止をし、新たに緑化推進法人が設置する一定の土地及び企業主導型保育事業について一定の要件を満たした場合、特例措置が受けられることとしたものです。

続きまして16ページ、次のページの中段から20ページにかけてになります。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について定めており、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定したものです。

続きまして、20ページ中段になります。

附則第16条は、軽自動車税の特例について定めており、ことし3月の第1回定例会で29年度のグリーン化特例により改正をしておりましたが、今回の改正内容は適用期限を31年度までさらに2年間延長するものでございます。

続きまして、次のページの下段のほうになります。

附則第16条の2は、軽自動車税の賦課徴収の特例について定めており、自動車制作者等の不正行為に伴う不足額が生じた場合の特例について規定したことによるものです。

続きまして22ページ、次のページの下段のほうになります。

第16条の3は、4ページの第33条の改正に伴い、規定の整備をするものでございます。

続きまして、23ページ下段の附則第17条の2は、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものです。

続きまして、次のページの下段のほうになります。

附則第20条の2及び附則第20条の3は、特例適用利子及び条例適用利子や配当の所得について、第33条の改正と同様に住民税の申告書を基に課税できることを明確にしたものでございます。

新旧対照表は以上になりまして、議案のほうで附則第1条で施行月日を記載しております。

て、この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用となります。

ただし、附則第5条第1項の改正規定及び次条第2項の規定は平成31年1月1日から施行となり、附則第5条の規定は平成31年10月1日の施行、附則第10条の2、第18項の改正規定は、都市緑化法等の一部を改正する法律の改正の日から施行となります。

第2条以降につきましては、町民税・固定資産税の経過措置を記載をしております。

以上で、税条例等の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号 木古内町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第6号 木古内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第8 議案第6号 木古内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第6号 木古内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が本年3月31日に公布されたことに伴い、課税免除の対象となる事業を改めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、税務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明をお願いいたします。

税務課長。

○**税務課長(高橋和夫君)** それでは、議案第6号の詳細について、ご説明いたします。

議案説明資料の27ページに、新旧対照表を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

第3条では、固定資産税の課税免除を定めており、固定資産税の課税免除または不均一課税した場合の対象業種について、情報通信技術利用事業が対象外となり、農林水産物等販売事業が追加をされるものです。

なお、この減収分に対して、地方交付税により補填措置されるものです。

附則といたしまして、第1項では、この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

第2項では、改正後の木古内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例第3条の規定は、平成29年4月1日以降に設置された同条に規定する工業生産等設備について適用し、同日前に設置された改正前の第3条に規定する工業生産等設備については、なお従前の例によるものです。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○**議長(又地信也君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○**議長(又地信也君)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○**議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第6号 木古内町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○**議長(又地信也君)** 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第7号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○**議長(又地信也君)** 日程第9 議案第7号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○**町長(大森伊佐緒君)** ただいま上程となりました、議案第7号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの一部改正は、「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」等の改正に伴い、「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令」が公布されたことにより、低所得者に対する国民健康保険税の軽減の基準について、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、税務課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明をお願いいたします。

税務課長。

○税務課長(高橋和夫君) それでは、議案第7号の詳細について、ご説明いたします。

議案説明資料の28ページ・29ページに、新旧対照表を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。

今回の改正は、低所得者に対する国民健康保険税の減額の基準について、5割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額「26万5,000円」を「27万円」に、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額「48万円」を「49万円」にそれぞれ改めるものでございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

第2項では、改正後の木古内町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例とするものです。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第7号 木古内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

閉 会 の 宣 告

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、今臨時会に付議されました案件は全て審議を終了いたしましたので、ここで会議を閉じます。

これをもちまして、平成29年第1回木古内町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労様でございました。

(午前11時15分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年4月28日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 福 嶋 克 彦

署 名 議 員 鈴 木 慎 也